

該換地の面積の合計に、その利用形態、位置、面積、形状等からみて当該換地と一体として民間都市開発事業の用に供される見込みがあると認められる当該土地区画整理事業の施行により当該換地に隣接することとなる換地の面積を加えた値が五百平方メートル以上となる場合にあつては、(二百平方メートル)以上の場合に限る。)において、機構が当該隣接しない土地のすべてを取得するときの当該隣接しない土地(百平方メートル)(都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域又は商業地域内の土地にあつては、六十五平方メートル)二 都市再開発法第二条の二第一項から第三項までに規定する者が施行する市街地再開発事業の施行地区(その面積が五百平方メートル以上であるものに限る)内の一定の隣接しない土地の面積の合計が二百平方メートル以上である場合において、機構が当該隣接しない土地のすべてを取得するときの当該隣接しない土地(百平方メートル)(都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域又は商業地域内の土地にあつては、六十五平方メートル)三 前二号のいずれにも該当しない土地(当該土地の面積に、その利用形態、位置、面積、形状等からみて当該土地と一体として民間都市開発事業の用に供される見込みがあると認められる当該土地に隣接する土地の面積を加えた値が五百平方メートル以上であるもの一(二百平方メートル)四 前三号のいずれにも該当しない土地(五百平方メートル)(法附則第十四条第二項第四号の政令で定める道路等)第五条 法附則第十五条第一項又は第三項の政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設は、次に掲げるものとする。一 道路法による道路二 河川法による河川

（法附則第十五条第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法等）

第四条 法附則第十五条第一項から第三項までの規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還金に相当する金額について償還期限を繰り上げるものとする。

第五条 削除

（法附則第十七条第三項の規定による譲渡の方法）

第六条 法附則第十七条第三項の規定により機構が事業見込地の一部を譲渡する場合にあつては、機構は、機構、認定事業者及び隣接土地の所有権又は借地権を有する者の三者間の契約において、機構が事業見込地の一部を譲渡することと併せて、当該隣接土地の所有権又は借地権を有する者が認定事業者に対して当該隣接土地の所有権の譲渡又は借地権の譲渡若しくは設定をすることを定めるものとする。

附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月二六日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月二八日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年六月八日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年六月一四日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年八月四日政令第二七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月九日政令第三四号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例に係る経過措置）

附 則（平成一六年三月三一日政令第九）

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年三月三〇日政令第一〇〇号）

（施行期日）
（一）この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

（二）この政令の施行の際現に民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第二項第二号の資金の貸付けが行われている民間都市開発事業に係る民間都市開発推進機構の同条第一項第二号に掲げる業務については、なお従前の例による。

（三）改正後の附則第一条の三第一項に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域には、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成一八年八月一一日政令第二六五号）

（施行期日）
（一）この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的の推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

（二）この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二五日政令第三六九号）

（施行期日）
（一）この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（二）民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置

（三）証券市場整備法附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧社債等登録法の規定が準用される機構債券（民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域に規定する機構債券をいう。）に係る原簿については、第二十七条の規定による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

附 則（平成一八年三月三一日政令第一三九号）

（一）既登録社債等については、第二十七条の規定による改正前の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第十六条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二〇年七月四日政令第二九号）

（施行期日）
（一）この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

（二）この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一二月二十五日政令第三九九号）

（施行期日）
（一）この政令は、公布の日から施行する。

（二）この政令は、平成二十一一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日政令第八〇号）

（施行期日）
（一）この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（二）この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月二九日政令第九二号）

（施行期日）
（一）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（二）この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月三一日政令第八六号）

（施行期日）
（一）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（二）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二九日政令第九六号）

（施行期日）
（一）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（二）この政令による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成二五年三月八日政令第四八号）

（施行期日）
（一）この政令は、公布の日から施行する。

（二）この政令による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十五日政令第九八八号）

（施行期日）
（一）この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（二）この政令による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月二日政令第二三九号）

（施行期日）
（一）この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。